

知って安心!

あなたの大切な年金

5年の時効撤廃!あわてなくても大丈夫!!

記録を確認しましょう!

◆◆◆◆◆年金記録問題とは?◆◆◆◆◆

平成9年1月に基礎年金番号が導入され、現在は1人1番号で年金記録が管理されています。しかし、それ以前は、就職、転職や結婚などを機に別の年金番号が付けられ、複数の年金記録を持つ人も多くいました。基礎年金番号の導入時に約3億件あった年金記録は、その後の照合作業(名寄せ)で基礎年金番号に統合されて、現時点では約5,000万件の未統合の記録が残っています。そのほか、昭和29年4月1日以前に退職した被保険者(加入者)の記録約1,430万件は、コンピュータの記録とはせずに、マイクロフィルムに収録して管理されています。こうしたことから、年金記録を整理・統合することが求められています。

年金記録の徹底的なチェックが行われています!

CHECK1.....

平成20年5月までに5,000万件すべてをチェック

- ・受給者...本人のものと思われる記録が見つかった→平成20年8月までに確認の「お知らせ」送付(全受給者に平成21年3月までに加入履歴を送付)
- ・被保険者(加入者)...本人のものと思われる記録が見つかった→平成21年3月までに確認の「お知らせ」を送付

CHECK2.....

すべての年金記録を照合

- ・社会保険庁のマイクロフィルム記録や市町村の記録と、社会保険庁のコンピュータの記録とを照合して、チェックの進み具合を半年ごとに公表

CHECK3.....

まもなく年金受給の方には

社会保険庁から58歳時に「年金加入記録のお知らせ」を送付

CHECK4.....

「ねんきん定期便」

社会保険庁が35歳時に加入記録をお知らせ(平成19年12月から45歳、55歳以上に。平成20年4月から被保険者全員に)

こんな方は年金記録の確認を!

》転職をした方

- ・転職した会社に年金手帳を提出しないと新しい年金手帳と年金番号が振り出されてしまいます。
- ・基礎年金番号導入以前は自営業者から会社員、会社員から自営業者になると、国民年金と厚生年金の制度ごとに年金番号が振り出されていました。

》結婚して姓が変わった方

- ・氏名が変わると年金記録のチェックから漏れて、統合されていない可能性があります。

》いろんな読み方ができる氏名の方

- ・異なった読み方でデータ入力されていると、記録を見つけにくい。

》特例納付をした方

- ・各月納付された保険料納付記録とは別に、過去にさかのぼって一括納付された特例納付などの記録は管理されています。

- *対象となるのは、過去3回実施された特例納付や1年分を事前に納付する前納などの記録です。

(記録が年金に結びついた例)

ケース1 以前、違う会社で働いていた
→前の会社で加入していた厚生年金の記録が見つかった。
▼基礎年金番号導入
厚生年金(前の会社) → 厚生年金

ケース2 会社員だが、学生時代は親が国民年金の保険料を払っていた
→国民年金の記録が見つかり、基礎年金番号に結びついた。
▼基礎年金番号導入
国民年金(学生) → 厚生年金

ケース3 以前勤めていた会社で加入していた厚生年金の記録が見つからない
→名前の読み方を変えて探したら見つかった(例:幸子「ユキコ」を「サチコ」で検索)。
▼基礎年金番号導入
厚生年金(サチコ) → 国民年金

ケース4 以前、何度も転職を繰り返した
→複数の厚生年金の記録が見つかり、基礎年金番号に結びついた。
▼基礎年金番号導入
厚生年金 → 厚生年金 → 厚生年金 → 厚生年金
*過去に同一の会社の事業所間で転職を繰り返した場合、異なる年金番号で記録管理されている場合があります。

ケース5 結婚前は別の会社で働いていた
→旧姓と勤務先名で探したら、結婚前の厚生年金の記録が見つかった。
▼基礎年金番号導入
厚生年金(旧姓) → 国民年金(専業主婦) → 厚生年金

ケース6 年金の加入履歴を調べたら
→自分でも忘れていた国民年金の記録が見つかった。
▼基礎年金番号導入
厚生年金 → 国民年金 → 国民年金 → 厚生年金
*国民年金では引越しを繰り返すなどすると、市町村ごとに複数の年金記録を持つことになる場合があります。

ケース7 年金手帳を2冊持っていたので問い合わせたら
→基礎年金番号に結びついていない年金番号の記録を基礎年金番号に結びつけることができた。
▼基礎年金番号導入
厚生年金(古い年金手帳) → 国民年金(新しい年金手帳)

ケース8 昔働いていた会社は倒産していまはなくなっていたが
→探してみたら、その会社の厚生年金の記録が見つかった。
▼基礎年金番号導入
厚生年金(会社が倒産) → 厚生年金 → 厚生年金

年金記録の確認はこちらで!

電話相談

ねんきんあんしんダイヤル
(記録照会専用のフリーダイヤル)
0120-657830

ねんきんダイヤル
0570-05-1165
(全国どこからでも市内通話料金)

*基礎年金番号、氏名、生年月日、住所などをはじめ聞かれます。年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書などをお手元において、相談しましょう。

社会保険事務所
全国309カ所で相談を受け付けています。

社会保険庁のホームページ
(<http://www.sia.go.jp/>)からの全国の社会保険事務所相談窓口の混雑状況や休日の相談日がわかります。

社会保険庁ホームページの「年金個人情報提供サービス」

ユーザID・パスワードを取得すれば、自分の年金記録がパソコンで確認できます。

社会保険庁のホームページにアクセス
↓
申し込み
↓
2週間程度でユーザID・パスワードが郵送

*申し込みの際には基礎年金番号が必要ですが、年金手帳または基礎年金番号通知書をご用意ください。

*年金受給者であった人の遺族も死亡者の年金記録について問い合わせれば、対応してもらえます。